

八千代市消費生活センター

令和 7 年度 7 月新規受付相談件数

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	110 件	93 件	398 件
問い合わせ	9 件	12 件	46 件
計	119 件	105 件	444 件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

7 月の相談件数は 1 1 9 件で、6 5 歳以上の高齢者からの相談が 4 5 件、全体の 3 8 % で、そのうち 7 5 歳以上の後期高齢者の相談は 2 9 件でした。

販売形態別の内訳で主な項目としては、通信販売が 3 9 件、店舗販売が 3 2 件、訪問販売が 1 8 件となっています。

そのうち通信販売の相談では、動画配信アプリを見て扇風機や冷風扇、サーキュレーターなどを注文したが、「1 つ注文したはずが 2 つ注文したになっていた。キャンセルしたいと思ったが、連絡が取れない」、「届いた商品は、広告と異なる粗悪品だった」との相談が目立ちました。契約先は海外事業者のため、トラブルになった場合は連絡が取れなかったり、きちんと対応してもらえないケースが多くなっています。動画に惹かれつい注文してしまいがちですが、注文前に事業者情報や返品条件を確認し、ネット広告や最終画面のスクリーンショットを保存しましょう。

また、定期購入に関するトラブルは 7 件で、「お試しと思ったら定期購入だった」などの相談が相変わらず多くありました。

訪問販売では、分電盤や給湯器の点検商法が 1 0 件で増加傾向にあります。点検と称して業者が訪問し、「古くなっている。すぐに交換しないと危ない」などと言って不安をあおり、高額な契約をさせる手口で特に高齢者の被害が目立ちます。

分電盤など家庭用の電気設備は 4 年に 1 度の法定点検が義務付けられていますが、事前に書面通知の上、調査員が来ることになっています。業者が突然電話で点

検したいと言った場合は注意が必要です。少しでもおかしいと思ったら、きっぱりと断りましょう。

訪問販売の場合は、契約日を起算として8日間はクーリング・オフができるため、契約をやめたいと思ったらすぐに消費生活センターに相談してください。